

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課	比布川改修工事 仮橋鋼材賃貸借契約 (蘭留10線橋)	令和8年3月11日	大阪市西淀川区中島2丁目3番 87号 ヒロセ株式会社	2,310,000円 (税込み)	<p>現仮橋は令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間でヒロセ株式会社と賃貸借契約を締結しているが、本工事が令和8年度も継続されることから新たにリース契約を締結する必要がある。</p> <p>新たなリース契約では既存仮橋の撤去と新仮橋の設置が必要となるが現在道路として供用しているため既存の仮橋を撤去することは不可能であり、また、新たに撤去及び設置をする経費が必要となる。</p> <p>このことから、新たなリース契約の締結については、引き続き既存の仮橋を使用することが最善の方法であることから、ヒロセ株式会社と一者随意契約を締結し、円滑な工事の実施を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・北海道財務規則運用方針第3節（随意契約）関係 3 	

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課	剣淵川改修工事剣淵川 地区 仮橋鋼材賃貸借 契約 (清月橋)	令和8年3月11日	大阪市西淀川区中島2丁目3番 87号 ヒロセ株式会社	4,950,000円 (税込み)	<p>現仮橋は令和7年8月20日から令和8年3月31日までの期間でヒロセ株式会社と賃貸借契約を締結しているが、本工事が令和8年度も継続されることから新たにリース契約を締結する必要がある。</p> <p>新たなリース契約では既存仮橋の撤去と新仮橋の設置が必要となるが現在道路として供用しているため既存の仮橋を撤去することは不可能であり、また、新たに撤去及び設置をする経費が必要となる。</p> <p>このことから、新たなリース契約の締結については、引き続き既存の仮橋を使用することが最善の方法であることから、ヒロセ株式会社と一者随意契約を締結し、円滑な工事の実施を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節 (随意契約) 関係3 	

別記第2号様式

随意契約結果一覧

課等名	契約の名称	契約年月日	契約の相手方	契約金額 (円)	契約の相手方を選定した理由	摘要
上川総合振興局 旭川建設管理部 建設行政課	愛別当麻旭川線防災B (地方道) 工事 仮橋・ 仮栈橋賃貸借契約 (四丁 目一号橋)	令和8年3月11日	大阪市西淀川区中島2丁目3番 87号 ヒロセ株式会社	3,135,000円 (税込み)	<p>現仮橋は令和7年11月4日から令和8年3月31日までの期間でヒロセ株式会社と賃貸借契約を締結しているが、本工事が令和8年度も継続されることから新たにリース契約を締結する必要がある。</p> <p>新たなリース契約では既存仮橋の撤去と新仮橋の設置が必要となるが現在道路として供用しているため既存の仮橋を撤去することは不可能であり、また、新たに撤去及び設置をする経費が必要となる。</p> <p>このことから、新たなリース契約の締結については、引き続き既存の仮橋を使用することが最善の方法であることから、ヒロセ株式会社と一者随意契約を締結し、円滑な工事の実施を図るものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法施行令第167条の2第1項第6号 ・ 北海道財務規則運用方針第3節 (随意契約) 関係 3 	

